令和５年度第３回玉野市国民健康保険運営協議会（書面開催）要録

意見書提出期間：令和６年２月１日（木）～２月１６日（金）

委員	会　長	北山　順崇
	副会長	村上　光江
	公益代表	久保本　慎一
	被保険者代表	大賀　公善
	被保険者代表	伊藤　良和
	被保険者代表	國屋　一吉
	医療担当代表	渡邉　正俊
	医療担当代表	桜井　修司
	医療担当代表	塩見　裕樹
	被用者保険代表	段　利明
	被用者保険代表	赤木　伸二
	被用者保険代表	谷口　義昭

諮問事項

（１）国民健康保険料賦課限度額の引き上げ等

・　国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号）第 29 条の７の規定に基づき、後期高齢者支援金等賦課限度額 220,000 円を 240,000 円とする。
　また、低所得者に対する保険料軽減対象となる所得基準額を２割軽減の場合 535,000 円を 545,000 円、５割軽減の場合 290,000 円を 295,000 円とする。

諮問結果

承認多数（１１名）により、承認。

諮問事項に対する意見

○高齢化で致し方ない。 ○十分高いと思います。

報告事項

（１）令和６年度国民健康保険事業費納付金等について

※　岡山県より各市町村が支払う令和６年度の国民健康保険事業費納付金が決定され、また、各市町村が令和６年度の保険料率を設定する際に参考となる標準保険料率の通知があった。

・　玉野市の納付金額：14 億 6,738 万 7,134 円（対前年度比　△1 億 3,079 万 6,860 円）

・　標準保険料率

市町村標準保険料率

全市町村同一の算定方式（３方式）や配分割合（所得割、均等割（被保険割)、平等割（世帯割))により算定した参考料率

玉野市分	所得割	均等割	平等割
医療分	7.67%	31,916 円	20,963 円
後期高齢者支援金分	2.99%	12,200 円	8,013 円
介護納付金分	2.47%	12,488 円	6,234 円

市町村算定基準による標準的な保険料率

各市町村が任意に選択した算定方式（２方式、３方式又は４方式）や配分割合（所得割、資産割、均等割、平等割）により算定した参考料率

玉野市分	所得割	均等割	平等割
医療分	8.19%	24,331 円	25,519 円
後期高齢者支援金分	3.20%	9,220 円	9,725 円
介護納付金分	2.89%	9,328 円	7,168 円

報告事項に対する意見

特になし

その他国民健康保険及び運営協議会に対する意見

特になし

（事務局・問合せ先）
玉野市市民生活部保険年金課　℡ 0863-32-5528